

新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言

国においては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策「第2弾」において、地方の意見も取り入れた対応策が示され、実施に向けて準備がなされているところである。一方、感染拡大防止、感染者の治療を行うためには、医療現場に必要な物資の確保が絶対条件であるが、依然として現場には確保について大きな懸念があるとともに、社会福祉施設等における医療資材についても大きな不足感があるところである。また、令和2年2月26日国対策本部での安倍総理による2週間の「全国的なスポーツ、文化イベント」中止要請以降、規模や内容にかかわらず一律中止の動きが進行し先行きが見通せない中で社会・経済活動に深刻な影響が生じ始めている。

このため、医療提供体制の維持や水際対策の強化を図りながら、医療資材の確保等についての更なる対策の実施、イベント等開催の方針の明確化、さらなる地域経済対策の実施について政府に対し次のとおり緊急に提言する。

1 医療現場等への供給等

サージカルマスクについて、当面の供給が行われようとしているところであるが、今後対応の長期化が見込まれるため、サージカルマスクのみならず、医療現場での感染防御等に必要なN95マスク、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ディスポーザブルガウン、手袋、手指消毒用アルコール、防護服、さらには入院医療体制の充実のために必要な簡易陰圧装置等の設備についても国が責任をもって調達し現場まで継続的に供給すること。

また、検査が必要な方全てのPCR検査に必要な検査試薬についても国が責任をもって調達・供給すること。

加えて、簡易検査キット、特効薬及びワクチンを早急に開発し、新型コロナウイルス感染症に対する社会的不安の解消に努め、安心なる医療体制を構築すること。

2 社会福祉施設等への供給

政府において「介護施設等に再利用可能な布製マスクを少なくとも一人1枚」という方針が示され、消毒液についても、令和2年3月13日付けで、医療機関、高齢者施設等向けに優先供給についての通知がされているところであるが、供給される量や時期が不明確なため、至急明らかにするとともに、取りまとめを行う都道府県の事務負担についても格別の配慮をすること。

また、社会福祉施設等が必要としている衛生物品全体については、国において責任をもって調達し、都道府県にその見通しを示すこと。

3 国の財源措置の柔軟な適用

マスク、消毒液等については、現在の全国的な調達困難な状況に鑑み、年度をまたいだ調達となった場合においても、簡便な手続きによって国の財源措置がなされるように配慮されたいこと。また、令和2年度予算での調達については、事前着手を認める通知を早急に発出すること。さらに、同様に簡易陰圧装置等整備に対する国庫補助事業の繰り越しや令和2年度予算における事業の事前着手を認め、その通知を早急に発出すること。

4 イベント等の開催や事業活動を継続していく上での方針の明確化

イベント等の開催や事業活動を継続していく上で、政府専門家会議においては、3月9日にこれまで集団感染が確認された場である、「換気の悪い密閉空間」、「多くの人々が密集する」、「近距離での会話や発声が行われた」という3つの条件が同時に重なった場所や場面を予測し、避ける行動をとるよう見解を示された。しかし、政府としての具体的な開催可否を判断できる基準や感染拡大のリスクを防ぎつつ事業活動を継続する基準がいまだ示されていないため、イベントの一律中止や営業の中止等事業活動の停止の動きが止まらない状況である。現在、各地方自治体がそれぞれの実情に応じて自粛、開催等について判断しているところであるが、新型コロナウイルス対策が長期化する恐れがある中で、社会・経済活動への影響をこれ以上悪化させないため、政府において責任を持ってイベント等の開催や事業活動の継続の判断基準を明確に示すとともに、中止に伴う営業損益の補填についても財政的な措置を講じるなど、収束に向けて見通しが立つようにすること。

5 さらなる地域経済対策の実施

新型コロナウイルス感染症の広がりや、経済に多大な影響を与えている。その影響は、観光業に限らず産業全般にわたり、長期化の様相もみせている。

3月10日に第2弾の経済対策が決定されたが、リーマンショック時を上回る、消費喚起や投資促進を図るためのさらなる総合的かつ大胆な経済対策を、早期に講ずること。

また、セーフティネット保証や危機関連保証、無利子・無担保で貸し付ける特別貸付制度が十分に活用され、資金が年度末までに行き渡るよう、審査要件の緩和や手続きの簡素化などを行うこと。

6 患者情報等の都道府県への集約化

感染が確認された患者の経過等にかかる情報については、感染症法に基づき、医療機関のある保健所設置自治体から国に直接報告することとしているが、今後、感染拡大の状況に応じて、都道府県が主導的に医療提供体制等を検討する必要があることから、都道府県に情報が集約する仕組みを検討すること。

令和2年3月18日

全国知事会会長	飯泉 嘉門
全国知事会社会保障常任委員会委員長	平井 伸治
全国知事会総務常任委員会委員長	西脇 隆俊
全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長	黒岩 祐治